

# 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の 合理化に関する特別措置法の施行について

昭和50年10月21日  
環整第95号 各都道府県知事宛  
厚生省環境衛生局水道環境部長通知

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和50年法律第31号。以下「法」という）、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施行令（昭和50年政令第161号。以下「令」という）及び下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施工規則（昭和50年厚生省令第37号。以下「規則」という）の施行については、昭和50年10月21日厚生省環第676号各都道府県知事あて厚正事務次官依命通知により指示されたところであるが、なお、下記事項に留意のうえ運用にあたって遺憾なきを期されたい。

おって、貴管下市町村に対しても周知指導方よろしく願います。

## 記

### 1 一般廃棄物処理業等の経営の基礎条件に著しい変化を及ぼす事由

合理化事業計画の策定の原因となる一般廃棄物処理業等の経営の基礎条件に著しい変化を及ぼす事由とは、法第3条第1項に規定する「当該市町村の区域に係る下水道の整備」及び令第2条に規定する「し尿及びし尿浄化槽に係る汚での海洋投入処分に対する法令の規定による規制の強化」というものであること。

なお、後者については、当面の問題としては、し尿及びし尿浄化槽に係る汚での海洋投入処分の場合の排出海域に関する基準が、海洋汚染防止法施行令の一部を改正する政令（昭和47年政令第225号）附則第3項の規定による経過措置の期間の満了により、昭和51年4月1日以降すべての国の領海の基線から50海里をこえる海域（現在は、15海里をこえる海域）とされることがある。

なお、当然のことながら、法令以外の行政指導等による規則の強化は含まれないものであること。

### 2 合理化事業計画

#### (1) 記載事項

合理化事業計画は、法第3条第2項及び規則第1条に規定する事項について定めるものであるが、計画書の記載にあたっては、概ね次の事項を記載するよう貴管下市町村に指導されたいこと。

- ① 合理化事業計画の目標
- ② 合理化事業計画の期間
- ③ 下水道の整備等の見通し並びにこれに基づくし尿の要処理量及びし尿浄化槽の要清掃量の変化の見通しその他一般廃棄物処理業等の経営の基礎条件の変化の見通し
- ④ ③の見通しに基づき、当該市町村におけるし尿の処理及びし尿浄化槽の清掃の適正な実施を確保するための処理体制の水準の設定
- ⑤ 一般廃棄物処理業等の受ける著しい影響を緩和するとともに、④の処理体系の水準を達成するために市町村が行う合理化事業につき、その

ア 内容

イ 実施時期

ウ 実施に必要な資金の額

(2) 合理化事業計画の承認

合理化事業計画の承認にあたっては、規則第2条に定める計画の客観性（第1号）、必要性（第2号前段）、妥当性（第2号後段）及び确实性（第3号）の観点からの承認基準に従い、特に慎重かつ公正を期されたいこと。

(3) 合理化事業計画の変更

市町村は、合理化事業計画を変更しようとするときは法第4条第1項の規定に基づき、都道府県知事の承認を受けなければならないが、この場合、変更に係る合理化事業計画に従って事業の転換等を行い、又は行おうとしている者の状況につき十分配慮されていることが必要であるので、変更の承認にあたっては、特にこの点に留意されたいこと。

なお、合理化事業計画の変更を最小限にとどめるため、当初計画の策定にあたっては、計画の客観性、确实性等につき十分検討を行うよう貴管下市町村を指導されたいこと。

### 3 事業の転換に関する計画

事業の転換に関する計画の認定及びその取消は、次の事項に留意して行うよう貴管下市町村長を指導されたいこと。

- (1) 事業の転換とは、事業の全部又は1部の転換をいうものであり、事業の廃止及び縮小は含まれないものであること。
- (2) 事業の転換に関する計画には、規則第5条第1項各号に掲げる事項を記載すべきものであるが、同項第5号の「その他事業の転換に関し重要な事項」としては、例えば、事業の転換に伴う従業員の異動に関する事項があること。
- (3) 認定を受けた事業の転換に関する計画が市町村の合理化事業計画の変更により、変更後の合理化事業計画に適合しなくなる場合には、市町村長は認定を受けた者に対し、当該事業の転換計画を当該変更後の合理化事業計画に適合するように変更し、改めて認定を受けるよう指導されたいこと。
- (4) 一般廃棄物処理業等の類似の状況にあるため、当該事業の転換を円滑にするための措置が現に講じられている「国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律」第3条第1項第1号又は第2号の規定に基づく指定業種等への事業の変換を行わないよう一般廃棄物処理業等を行う者に対し指導されることが望ましいこと。

### 4 その他

合理化事業計画を承認したときは、道路運送法の運用を参考とするため、当該合理化事業計画を関係陸運局長に送付されたいこと。